

「毒物及び劇物取締法で届出の要る業務」について

内藤 正巳

概要 [編集]

毒物劇物営業者(毒物・劇物の輸入・製造・販売業者)は、これらの毒劇物を取扱う施設ごとに、毒物劇物取扱者(有資格者)の中から毒物劇物取扱責任者を1人専任・届出し、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせることが**毒物及び劇物取締法**で義務付けられている。このため、有資格者がいないと営業ができない。

また、これと同様に、**シアン化ナトリウム**・無機**シアン**化合物(毒物)を用いる電気めっき業・金属**熱処理**業、シアン化ナトリウム・**砒素**化合物(毒物)を用いるしるあり防除業、一定の条件の下**中型車**(最大積載量5トン以上)・**大型車**を使って(シアン化ナトリウム他、一部の指定された)毒物劇物を運搬する運送業(これらを**要届出業務上取扱者**と呼ぶ。下記参照)の事業所にも、有資格者から毒物劇物取扱責任者を専任・届出することが義務付けられている。

関連法は**毒物及び劇物取締法**([昭和25年12月28日法律第303号](#))、主務官庁は**厚生労働省**である。

- **要届出業務上取扱者**が即ち**業務上取扱者**であると誤解されることが多いが、業務上取扱者には「**要届出業務上取扱者**」と「**非届出業務上取扱者**」があり、**法22条1項に該当しない場合は「非届出」となる**。業務上取扱者届出や毒物劇物取扱責任者選任の義務は「**要届出**」のみだが、施錠や流出防止措置義務(法11条)、「**毒物**」等の表示義務(法12条)、事故等の届出義務(法16条の2)などは、「**要届出**」「**非届出**」ともに適用されるため、注意を要する。

毒物劇物取扱者の中から毒物劇物取扱責任者の専任が義務付けられているのは、本稿の当初に記したとおりの者(毒物劇物営業者および**要届出業務上取扱者**)であり、それ以外のものが、通常、毒物・劇物を使用する分には、毒物劇物取扱者の資格を必要とはしない。例えば、食品工場で劇物に該当する**過酸化水素水**を使用して汚泥処理する場合は、毒物劇物取扱者がいなくても法に触れない。但し、**特定毒物**(毒物の中でも特に毒性が強く、使用の頻度も高いものとして指定されているもの)の使用には、都道府県知事の許可(毒物劇物取扱者の資格とは異なる)が必要である。**保管**に関しては、毒物及び劇物取締法に定められた方法に従った管理が必要であるが、これも毒物劇物取扱者がいなくても行うことができる。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/fukushi/yakumu/poison/index.html>

業種		登録等	登録権限者/ 届出先	有効期間	取扱責任者	取扱規定
製造業、輸入業		登録	地方厚生局長 (一部は都道府県知事)	5年	要設置	適用
販売業	一般販売業 (全ての毒物劇物の販売)	登録	都道府県知事 保健所を設ける 市の市長又は特 別区の区長	6年	要設置	適用
	農薬用品目販売業 (農薬用毒物劇物の販売)					
	特定品目販売業 (限定された劇物の販売)					
業務上 取扱者	要届出業種 (シアン化ナトリウムを扱う電気めっき業者) (シアン化ナトリウムを扱う金属熱処理業者) (毒物劇物をタンクローリー等で運送する事業者 ※) (ヒ素化合物を扱うしるあり防除業者)	届出	都道府県知事	永久	要設置	適用
	その他の業種 (毒物劇物たる農業を扱う農家) (製造途中で毒物劇物を使用する化学工場) (理科室などで毒物劇物を扱う学校) (毒物劇物を扱う試験・研究機関) など	なし	—	—	—	適用

※毒物及び劇物施行令第41条第3号に掲げる事業

毒物及び劇物取締法

<http://www.houko.com/00/02/S30/261.HTM#s10>

(業務上取扱者の届出等)

第 22 条 政令で定める事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は**政令で定め**

るその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から 30 日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

1. 氏名又は住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
2. シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目
3. 事業場の所在地
4. その他厚生労働省令で定める事項

毒物及び劇物取締法施行令

第 10 章 業務上取扱者の届出

(業務上取扱者の届出)

第 41 条 **法第 22 条第 1 項**に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

1. 電気めつきを行う事業
2. 金属熱処理を行う事業
3. 最大積載量が 5000 キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という。)に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行なう毒物又は劇物の運送の事業
4. しるありの防除を行う事業

【則】[第 13 条の 12](#)

[\(改正\) 平 11 政 292](#)

[\(改正\) 平 12 政 309](#)

第 42 条 法第 22 条第 1 項に規定する政令で定める毒物又は劇物は、次の各号に掲げる事業にあつては、それぞれ当該各号に定める物とする。

1. 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる事業 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
2. 前条第 3 号に掲げる事業 別表第 2 に掲げる物
3. 前条第 4 号に掲げる事業 砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤